

7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

名古屋市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定は、歴史的又は文化的価値があると認めるものを対象とする。

また、歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、重要文化財以外の建造物で既に保護が図られているもの、あるいは将来指定・登録が見込まれる建造物であることなど、以下の①から⑤を条件とする。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- ②愛知県文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
- ③名古屋市文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
- ④名古屋市景観計画に基づく景観重要建造物
- ⑤その他保全の措置が必要と市長が認めるもの

2 歴史的風致形成建造物の候補

指定基準や対象等を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物を以下にリストアップする。

【歴史的風致形成建造物候補】

名称	写真	所有者	所在地	備考
伊藤家 住宅		名古屋 市	西区那古野一丁 目 3613 番地	愛知県指 定有形文 化財 景観重要 建造物 江戸期

8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

- 歴史的風致形成建造物の管理は、周囲の景観への影響や個々の価値を考慮して適切に行うものとする。
- 歴史的風致の維持向上を図るための積極的な公開、活用を図る。特に公開に関しては、通常外部から望見される範囲だけでなく、所有者の協力を得て、可能な範囲で内部公開に努めるものとする。
- 歴史的建造物等の特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は復元に努める。

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の指定は、主に登録文化財、県・市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物、市認定・登録地域建造物資産としており、管理の指針は個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本としている。

（1）県指定有形文化財・市指定有形文化財と重複する歴史的風致形成建造物

県指定有形文化財及び市指定有形文化財は、建造部の外部及び内部とも現状維持又は復元修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復元に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

（2）登録有形文化財（建造物）と重複する歴史的風致形成建造物

登録有形文化財については、外観を対象とした保存修理を基本とするが、内部を含めて個々の文化財の価値に配慮した保存修理を行う。通常望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

また公開・活用に際しては、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置を行うものとする。

（3）景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復元のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

(4) その他の歴史的風致形成建造物

その他の歴史的風致形成建造物の場合、詳細に調査を行うとともに、速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

(5) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- 登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 愛知県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく愛知県指定有形文化財について、同条例第 12 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請及び同条例第 13 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 名古屋市文化財保護条例第 2 条第 1 項の規定に基づく名古屋市指定有形文化財について、同条例第 5 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請及び同条例第 6 条第 2 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。
- 名古屋市景観条例第 24 条第 1 項の規定に基づく都市景観重要建築物で、同条例第 25 条第 2 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。